

令和3年5月28日

医療関係団体の長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治  
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年5月28日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置期間が令和3年6月20日まで延長されました。それを受け、本県では5月28日に対策本部会議を開催し、対象区域に平塚市、小田原市、秦野市を追加するなど、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改正し、更なる感染防止対策を実施することとしました。

措置区域内の飲食店等に対しては引き続き、6月20日までの間、法第31条の6に基づき、5時から20時までの営業時間短縮(酒類・カラオケ設備の提供は終日停止)の要請を行います。

その他区域の飲食店等に対しては、6月20日までの間、法第24条9項に基づき、5時から21時までの営業時間短縮をお願いします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙) 事業者の皆様へ

問合せ先

健康医療局保健医療部医療課

医療整備グループ 大日向

045-210-1111 (内4874)